平成２５年（フ）第４２７号
川崎市麻生区千代ケ丘３丁目18番地８　千代ケ丘荘、前住所群馬県前橋市本町３丁目５番４―202号　ヴィラ本町
債務者　加藤　則之
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４２号
川崎市多摩区登戸2824番地　エコトピア402、前住所川崎市多摩区登戸新町458番地　マンションあすなろ205
債務者　亀田　常行
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６３３号
横浜市金沢区六浦１丁目９番３号　デューク．ガーデン金沢八景106号室
債務者　戸崎　秀幸
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６６２号
横浜市青葉区藤が丘１丁目８番地７　メディウス藤が丘403
債務者　黒田いづみ
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２号
栃木県小山市大字小薬48番地
債務者　中山　清美
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３８７号
川崎市宮前区鷺沼２丁目19番地２　北岡荘102
債務者　野原　秀美
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
岐阜県高山市上岡本町５丁目311番地ハイツグリーンヒル３―Ｄ号室
債務者　谷口　美和（旧姓釜谷）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第３３５号
岡山市中区雄町387番地１
債務者　今井　恵子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３７号
岡山県倉敷市児島柳田町576番地１
債務者　尾崎　　功
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５６号
岡山県倉敷市児島田の口２丁目11番７号、旧住所岡山県倉敷市児島小川３丁目11番10号メジャーセブンス10号
債務者　大野　加澄
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２５号
東京都小平市花小金井７丁目24番３号ローズハイム202号
債務者　甲斐　哲也
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４１４号
静岡県浜松市南区三島町355番地の１　グランコート三島107号室
債務者　蓮　美佐代
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３９０９号
大阪府大東市北条１丁目10番58号　メゾン三栄402号
債務者　早河　将巳
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９１０号
大阪府大東市北条１丁目10番58号　メゾン三栄402号
債務者　早河　和枝（旧姓廣田）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０５０号
大阪府門真市石原町36番17―102号
債務者　中村　健之
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部